

令和8年度渋川市新規就農応援金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	本市の農業及び農村の振興と発展を図るため、新たに就農した者（以下、「新規就農者」という。）に対し、予算の範囲内において渋川市新規就農応援金を交付します。
内容	<p>交付対象者は、次に掲げる条件を満たす新規就農者（過去に職業欄を農業又はこれに類するものとして、個人事業の開業・廃業届出書を提出したことがなく、市内の農地又はその耕作権を有し、生産、販売を行う者）です。</p> <p>1 令和7年1月1日以降に就農したもののうち、次のいずれかの要件を満たすものとします。</p> <p>(1) 就農時の年齢が65歳未満であること。</p> <p>(2) 渋川市で実施した農業ふれあい体験事業の体験後2年以内に就農した者であること。</p> <p>2 交付対象者は、次に掲げる条件を満たすものとします。</p> <p>(1) 渋川市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 主たる圃場が渋川市内にあること。</p> <p>(3) 応援金受領後5年以上、営農を継続する意志があること。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(6) 法令及び公序良俗に反していないこと。</p>
交付金額	<p>応援金の額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 就農時の年齢が、50歳未満の者：500,000円</p> <p>(2) 就農時の年齢が、50歳以上60歳未満の者：300,000円</p> <p>(3) 就農時の年齢が、60歳以上65歳未満の者：200,000円</p> <p>(4) 渋川市で実施した農業ふれあい体験事業の体験後2年以内に就農した者：500,000円</p>
加算金及び加算対象者	<p>次に該当する者は、加算金（100,000円）がそれぞれ追加で交付されます。</p> <p>(1) 農業所得を主な収入源とする親元（三親等以内の親</p>

		<p>族) で就農した者</p> <p>(2) 認定農業者の後継者として就農した者</p> <p>なお、上記加算対象者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。</p> <p>(1) 過去に自身の農業経営を開始していない者</p> <p>(2) 過去に親族の農業経営に専ら従事していない者及び農業法人の役員でない者</p> <p>(3) 高校・大学等の生徒又は学生でない者</p>
	予算額	この応援金の事業全体の限度額は、予算に定める額とします。
交付 手 続 等	交付申請及び請求の方法、時期等	<p>渋川市新規就農応援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入し、渋川市新規就農者推薦書(様式第2号)を添えて、農林課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p><b>【注意】</b></p> <p>押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定、確定の時期等	<p>申請のあった日から10日以内に交付決定及び確定をします。</p> <p>応援金の交付決定及び確定又は不交付決定をしたときは、渋川市新規就農応援金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第3号)により通知します。</p>
	支払の時期	交付が決定された場合、提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消及び応援金の返還	<p>次の場合は、応援金の交付決定の全部を取消することとします。応援金の交付決定を取り消した時は、渋川市新規就農者応援金交付決定取消及び返還通知書(様式第4号)により通知します。</p> <p>なお、交付決定を取消された者は、指定された期限までに応援金を返還しなければなりません。ただし、死亡、被災その他やむを得ない理由による離農であると市長が認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 本要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 交付を受けた者が交付決定日から5年以内に離農したとき。</p>
	申請書等の様式	渋川市新規就農応援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

	渋川市新規就農者推薦書（様式第2号） 渋川市新規就農応援金交付交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第3号） 渋川市新規就農応援金交付決定取消及び返還通知書（様式第4号）
その他	交付対象者は、本補助金交付に関する根拠となる書類及び帳簿を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所農林課（第二庁舎） 電話 0279-22-2593（直通） 0279-22-2111（内線4972） メールアドレス ninaite@city.shibukawa.gunma.jp